

栃木県知事 福田富一様

2014年2月21日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年治
前栃木県議会議員 野村せつ子

2月14日～15日の大雪被害対策に関する申し入れ(第二次)

2月14日～15日にかけての大雪による被害は、把握がすすむにつれ深刻さを増しています。重軽傷者101人、住家被害20棟(19日3時現在のまとめ)に広がり、日光市では、林道の雪崩で人命がおびやかされたり観光客が閉じ込められる事態も起きました。降雪量の多かった地域では、長時間にわたる停電や、生活道路の除雪の遅れで日常生活、社会生活に多大な支障が生じ、住民は疲労困ぱいしています。また都市部でも住宅のテラスやカーポートなどの被害は相当数にのぼると見られますが掌握されていません。

農産物と農業施設被害は降雪被害として過去最大の70億円を超え、畜産関連被害が1億4千万円となり、今後も増加すると見られます。全県的にいちご、トマト、ぶどう、きゅうり、ニラなど施設園芸が大きな被害をうけ、農家はつぶれた農業用ハウスを撤去する人手もない状態です。とくに岩舟町、栃木市などの被害は深刻で、当該自治体の対策だけでは不十分です。農家経営を断念するような事態はなんとしても防がなければなりません。林業の被害はいまだ全容が把握されていません。

栃木県ではこのような大雪被害はかつてなく、今後の降雪も想定して人命と住民生活、農林業経営を守るため最大限の対策を講じるべきです。ついては国・市町と連携して、以下の対策を講じるようつよく求めます。

記

- 1, 大雪被害対策のための補正予算を組み、救援・復旧、被災者生活再建支援にとりくむこと。激甚災害指定を国に働きかけ、復旧費用を国費でまかなえるようにし、県独自の被災者支援の財源の確保につとめること。
- 2, 日光市など積雪量の多かった自治体に災害救助法を適用し、被災者支援を行うこと。救助法は、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合(令第1条 第1項第4号)、住家被害戸数などとは関係なく適用することができるので、すみやかに災害救助法適用を判断されたい。平年に比して短期間の異常な降雪・積雪のために日常生活に著しい支障をおよぼしている世帯、自らの資力、労力で除雪を行うことができない世帯などへの支援を急ぐこと。

- 3 , 農業施設、農作物に被害を受けた農業者の営農を再生・存続させるために、県として特段の対策を講じること。
栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用すること。
倒壊した農業用ハウスなどの撤去費用の助成、廃棄物処理を支援すること。
ハウス撤去・復旧を支援する人員を派遣すること。
被害農家にたいする支援として使えるセーフティネット資金、経営体育成支援事業、果樹・茶における改植および未収益期間対策等各種農業制度資金について、周知徹底をはかり、利用しやすくすること。
被害農家にたいし就農施設等資金はじめ就農支援制度の償還据え置き期間の延長、青年就農給付金制度の弾力的運用を行うこと。
生計を維持し営農を再開するための無担保無保証の貸付を行うこと。
復旧のための資材確保に万全を期すこと。
- 4 , 除雪や倒壊したハウスの撤去・復旧などにとりくむ人員を確保・派遣するため緊急雇用事業の活用などあらゆる手だてを講じること。
- 5 , 林業の被害状況把握を急ぎ、山林の倒木などによる二次災害が出ないように対策を講じること。
- 6 , 栃木県被災者生活再建支援基金の適用基準を緩和し、災害救助法が適用されない自然災害でも活用できるようにし、今回の雪害に適用すること。
- 7 , 市町と連携して民家のテラス、カーポートなどの損壊被害に見舞金等を支給すること。
- 8 , 今後の積雪災害に備え、降雪・雪崩の危険などの情報の迅速な把握と周知徹底、通行止めなどの迅速な判断、県道・生活道路除雪体制の抜本強化をはかること。

以上